

税務課からのお知らせ

◎由岐地区の町・県民税の申告相談の受付場所が変わります！

由岐地区の町・県民税の申告相談については、これまで下の表(①平成27年日程)のとおり各地区で行っており、この申告相談の日程期間中に出来なかった方については、申告終了日まで由岐支所にて申告相談を受け付けていました。

来年(平成28年)の申告からは、役場事務分掌の変更等の理由から、下の表(②平成28年日程予定)のとおり、各地区での申告相談期間中に出来なかった方については、美波町役場本庁舎の日程での申告受付となります。

なお、平成28年町・県民税申告相談の日程については、広報みなみ1月号(平成28年1月発行)等でお知らせいたします。

■変更前

①平成27年の由岐地区申告相談日程

月日	場所	地区
2月16日 月	伊座利漁協	伊座利
2月17日 火	阿部出張所	阿部
2月18日 水	志和岐漁協	志和岐
2月19日 木	木岐公民館	木岐
2月20日 金	由岐支所	東由岐・港町・田井
2月23日 月	由岐支所	西の地
2月24日 火	由岐支所	西由岐
2月25日 水 3月13日 金	※由岐支所 土・日除く	※由岐全地区

■変更後

②平成28年の由岐地区申告相談日程(予定)

月日	場所	地区
2月未定	伊座利漁協	伊座利
2月未定	阿部出張所	阿部
2月未定	志和岐漁協	志和岐
2月未定	木岐公民館	木岐
※2月未定	由岐支所	東由岐
※2月未定	由岐支所	港町・田井
※2月未定	由岐支所	西の地
※2月未定	由岐支所	西由岐
2月未定 3月上旬	日和佐各地区	日和佐各地区を 巡回のため 申告できません
※3月上旬 3月15日 火	役場本庁舎 (土・日除く)	由岐全地区

※この日は由岐全地区の申告ができます。

【お問い合わせ先】 役場税務課 町県民税担当 ☎77-3615

◎固定資産税のお知らせ

土地の異動、家屋を新築または取り壊した場合は届出をお願いします。

固定資産税の基準日は毎年1月1日となり、この日の現況・所有者等で賦課いたします。

特に、家屋を取り壊した場合については、役場税務課へ家屋滅失届を提出してください。この届出がない場合、固定資産課税台帳から登録が抹消されず、固定資産税が課税されたままとなることがあります。

また、登記されている家屋を取り壊した場合や土地の異動については、法務局で滅失登記及び登記をされますようお願いします。

【お問い合わせ先】 役場税務課 固定資産税担当 ☎77-3615

